

2026 年 6 月 8 日

監事監査報告書

学校法人共立女子学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人共立女子学園

監事 杉江 和男



監事 奥山 章雄



監事 長谷川直志



私たち監事は、私立学校法第 52 条第1項第 1 号、及び学校法人共立女子学園寄附行為第 29 条第1項第 2 号の定めに基づき、学校法人共立女子学園の 2025(令和 7)年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況、並びに理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会、常務理事会及びその他必要と思われる会議に出席したほか、理事及び教職員等からその職務の執行状況を聴取し、かつ重要な書類等を閲覧し、業務の遂行及び財産の状況を調査いたしました。

また、財産目録及び計算書類については、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況の報告を受けました。

さらに、内部監査室から監査報告と説明を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書及びその付属明細書は、法令及び寄附行為に従い状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

(2) 財産目録及び計算書類については、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以上